

公的研究費による研究に関する行動規範

日本ビーシージー製造株式会社
公的研究費最高管理責任者
制定 2013年6月10日
改訂 2018年7月31日
改訂 2022年10月5日
(追記箇所を下線で示す。)

この行動規範は、日本ビーシージー製造株式会社において公的研究費の運営・管理及び公的研究費による研究活動を行う際の、研究者及び事務職員の取組の指針を明らかにするものである。

会社に所属する者が服務にあたって遵守すべき事項は、就業規則（平成18年11月1日制定 2020年10月1日改訂）に規定されているが、公的研究費による研究活動に参加する者は、さらに、この行動規範を常に意識して行動する事を求める。

【研究費の公正な執行】

1. 公的研究費は国民の税金、その他多方面からの支援によるものであることを認識し、研究の実施、研究費の使用に当たっては、法令や関係規則・ルールを遵守し、効率的・効果的な使用を行い、説明責任を果たすものとする。
2. 公的研究費の不正使用が会社に対し深刻な影響を与えることを自覚した行動を心掛け、実態のない経費の使用、目的外の使用など不正な使用は行わない。
3. 研究者は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、会社管理の原則があることを認識する。また、公的資金により研究を行う者として、社会から課題解決に対する期待を向けられている事を自覚して行動する。
4. 事務職員は、専門的能力を持って公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にある事を自覚して行動する。

【研究の誠実な遂行】

1. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動する。
2. 研究の遂行においては、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
3. 社内の研究参加者、研究参加者の所属部門長を含む関係者間で、会社の課題に照らした、研究の意義、研究参加者の役割、研究計画などについて、よく吟味し、共通認識を確立し、具体的な達成目標とそのために実施すべき課題を設定して研究に取り組むこと。なお、これは計画の変更に際しても、同様である。

以上